平成２２年（フ）第４８号
鹿児島県姶良市加治木町木田1622番地６、開始決定時の住所鹿児島県姶良市加治木町小山田1531番地２
破産者　上村　　剛
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
鹿児島県霧島市牧園町万膳1459番地16
破産者　四位　正博
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目29番20号パッションハイツ105号
破産者　加治屋里子
１　決定年月日　平成23年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
北海道伊達市梅本町16番地８
破産者　三浦　　昇
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
岩手県宮古市太田１丁目４番50号
破産者　田中美江子
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１１４号
秋田県湯沢市愛宕町３丁目９番９号
破産者　松田　　智
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２８２号
福島県郡山市深沢２丁目４番５号
破産者　高橋　広明
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３１８０号
横浜市旭区善部町22番地
破産者　小磯　信行
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２３２号
横浜市栄区公田町620番地　ラックスホーム本郷台101号、開始決定時の住所横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ20棟212号
破産者　中川　清佳
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３５７号
神奈川県綾瀬市寺尾北２丁目４番18号　レオパレス21かしわ台第18―202
破産者　玉澤　重雄
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６号
愛知県岩倉市大地町半田55番地、開始決定時の住所岐阜県可児市長坂６丁目256番地
破産者　鈴木　昌幸
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第５６５号
静岡県榛原郡吉田町川尻2532―７、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市見付3514番地４
破産者　原田　和宜
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６９６号
京都市北区西賀茂蟹ケ坂町58番地４
破産者　前田　克巳
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
兵庫県明石市魚住町長坂寺1297番地　県住２棟210号、開始決定時の住所兵庫県明石市二見町東二見425番地の１
破産者　小平　正氣
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地３―910号
破産者　長門ひろみ
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
奈良市北之庄町477番地
破産者　中武　　力
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１７１号
広島市西区古江西町20番18―303号
破産者　槇西　洋二
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６９号
大分市賀来北１丁目７番７号
破産者　関　　修
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係